

埼玉純真短期大学 FD&SD 推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）学則第3条及び第43条、教授会規程第9条、委員会規程により、本学の授業内容及び方法の改善、ならびに職員の職務能力向上を図るため設置するFD&SD推進委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 学長
 - (3) 委員 若干名
- 2 委員長は、学長が任命する。
 - 3 委員会に書記を置く。書記は事務担当者とし、議事録を作成する。
 - 4 委員は、本学委員会規程第7条に基づき、教授会構成員の中から委員長が指名する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員長が召集し定期的開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 委員会の議長は委員長が行う。委員長に事故あるときは、委員長が指名した者が議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
- 5 委員会が必要と認めるときは、他の教職員の委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則のFD及びSDに関わる規則等の制定・改廃に関する事項
- (2) 授業についての研究会・意見交換会の開催に関する事項
- (3) 学生による授業評価アンケートの活用に関する事項
- (4) 教職員相互による教育活動、ならびに職務能力の向上に資する企画の立案・実施に関する事項
- (5) 教員の研究活動、ならびに職員の職務に関わる相互理解・認識の深化に資する企画の立案・実施に関する事項
- (6) FD及びSDを効果的に推進するための研究会・研修会の開催に関する事項

- (7) 委員会活動に関わる自己点検・評価及び認証評価に関する事項
- (8) その他、FD 及び SD 活動の発展に資する事項

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、年度途中で就任した委員の任期は、当該年度末までとする。

2 委員は再任することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、事務担当者が行う。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、学長の承認を得て、教授会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。